

遠野市新規雇用創出事業費補助金交付要綱

令和2年7月30日 遠野市告示第188号
改正 令和2年8月31日 遠野市告示第197号

(目的)

第1条 この告示は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第36条第1項の規定に基づく遠野市の区域に係る新型コロナウイルス感染症対策の総合的な推進と相まって、新型コロナウイルス感染症等の影響による低迷の状態から脱却させ、持続的発展の基盤強化を図る目的で、企業等事業者が行う新たな雇用を創出する事業に対し、予算の範囲内でその費用の一部を交付することについて、遠野市補助金交付規則（平成17年遠野市規則第65号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症等 新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置をいう。
- (2) 企業等事業者 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 会社法（平成17年法律第86号）に規定する会社
 - イ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模事業者
 - ウ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する事業協同組合、協同組合連合会、企業組合及び協業組合
 - エ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条に規定する一般社団法人等
 - オ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人等
 - カ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人等
 - キ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する公益社団法人及び公益財団法人
 - ク 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第31条に規定する職業訓練法人
- (3) 常用雇用者 期間の定めのない労働契約により雇用される労働者で、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の被保険者であるものをいう。
- (4) 学生生徒等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校を卒業し、または退学した者をいう。
- (5) 新規雇用創出事業 企業等事業者と求職者（当該会社等に就職する日において45歳未満の者に限る。）または学生生徒等との間における新たな雇用関係の成立をいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付対象者は、市内に事業所を有し、又は主たる活動場所を有する企業等事業者で、新たに求職者または学生生徒等と労働契約を締結（令和3年4月1日を始期とする

始期付の解約権を留保した労働契約の成立（以下「内定」という。）を含む。）した者とする。

2 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付対象者から除く。

- (1) 市税の申告をしていない者
- (2) 市税の滞納がある者
- (3) 公序良俗に反する者
- (4) 新型コロナウイルス感染症等に起因して労働者を解雇した者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する規制の対象となる者（新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項の規定による知事の要請に応じた者を除く。）
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者及びこれらのものと密接な関係を有する者
- (7) 補助金の交付決定前までに破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立をした者
(補助事業)

第4条 補助事業は、補助事業者が行う新規雇用創出事業とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助事業者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条の規定に基づき常用雇用者に対して明示した労働条件（以下「労働条件通知書」という。）の賃金のうち基本賃金として月によって定められた賃金（以下「月給」という。）の2箇月分に相当する額とする。ただし、基本賃金が時間、日、週及び週以外の一定期間並びに出来高払制その他の請負制によって定められた賃金については、市長が別に定めるところにより算定した賃金月額を月給とみなす。

2 前項の規定に関わらず、当該補助事業が求職者または学生生徒等の内定を行った場合にあっては、職業安定法（昭和22年法律第141号）第5条の3の規定に基づき求人者の申込みに当たり公共職業安定所等に明示した労働条件（以下「求人申込書」という。）の賃金のうち基本賃金としての月給の2箇月分に相当する額を当該補助金の額とみなす。

3 前2項の規定による補助金の額は、常用雇用者1人当たり30万円を限度額とする。

(補助金の交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者が提出しなければならない規則で定める書類、添付書類、書類の提出期限等は、別表のとおりとする。

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、補助事業者から補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、当該申請者に通知する。

2 市長は、補助金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じ補助金の一部若しくは全部の取消し又はその決定の内容若しくはこれに付した条件の変更について補助事業者から申請があったときは、その内容を審査し、遠野市新規雇用創出事業費補助金取消し（変更（中止、廃止）承認）通知書（様式第7号）により、当該申請者に通知する。

(債権譲渡の禁止)

第8条 補助事業者は、規則第5条第1項の規定により交付決定した補助金の一部又は全部を市長の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させることができない。

(補助事業の内容の軽微な変更)

第9条 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助事業の中止又は廃止
- (2) 補助事業者の変更
- (3) 補助事業により新規に雇用した常用雇用者が、当該雇用の日から起算して2箇月を経過する日までの期間の離職
- (4) 補助事業により新規に内定した求職者または学生生徒等に対する当該内定の取り消し
- (5) 前各号に掲げる変更以外の変更で、補助金の額の増加または2割を超える減少を伴う変更
(補助事業の経理等)

第10条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び証拠書類を備え、他の経理と区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する会計年度の翌年度から5年間これを保管しなければならない。

(補助事業の実施状況の報告、検査等)

第11条 市長は、補助事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業の実施状況について随時報告を求め、又はその職員に当該補助事業者の事業所に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補助事業の実績報告)

第12条 補助事業者は、第7条第1項の規定による通知を受けた補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了の日から起算して3箇月を経過する日又は令和3年3月31日のいずれか早い日までに、遠野市新規雇用創出事業費補助金補助事業実績報告書（様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業により新規に雇用した常用雇用者に対する賃金の支払いを証する書類
- (2) 補助事業により新規に雇用した常用雇用者に係る健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書の写し
- (3) 補助事業により新規に雇用した常用雇用者に係る雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか当該補助事業の実績を証する書類で市長が特に必要と認める書類

2 前項の規定に関わらず、当該補助事業が求職者または学生生徒等の内定を行った場合にあつては、前項第1号に規定する書類の提出期限を、当該内定を行った求職者または学生生徒等を雇用した日の属する月の翌々月の末日または令和3年5月31日のいずれか早い日までとする。ただし、補助事業者は前項に定める期日までに遠野市新規雇用創出事業による内定者に係る賃金支払いを証する書類の提出に関する誓約書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(前金払)

第13条 市長は、規則第5条第1項の規定により補助金の交付を決定した補助事業者に対し、当該

補助金を前金払することができる。

- 2 補助事業者は、補助金の前金払を請求しようとするときは、遠野市新規雇用創出事業費補助金前金払請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この告示は、令和2年7月30日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第3条の規定 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）の施行の日

(2) 第4条の規定 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第5項の規定に基づく新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされた日が属する月の翌月

（この告示の失効）

- 2 この告示は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。

附 則

（施行期日等）

- 1 この告示は、令和2年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 1 この告示による改正後の遠野市新規雇用創出事業費補助金交付要綱の規定については、この告示の施行の日以降に申請のあった補助金の交付について適用し、施行日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期限
規則第4条に規定する書類	遠野市新規雇用創出事業費補助金交付申請書 1 市税納税状況等確認承諾書 2 認定支援機関の支援を受けていることを証する次のいずれかの書類 (1) 遠野市新規雇用創出事業費補助金事業承認申請に関する確認書（様式第3号） (2) 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明書 3 定款（個人にあっては不要） 4 登記事項証明書又は登記簿等抄本（個人にあっては不要）の写し 5 決算書の写し（個人にあっては確定申告書の写し） 6 新規雇用創出事業の実施を証する次のいずれかの書類 (1) 新規に雇用する常用雇用に示した労働条件通知書の写し (2) 内定する学生生徒等に示した次の書類 ア 内定通知その他の採用を通知する書類の写し イ 求人申込書の写し 7 その他市長が必要と認める書類	第1号 第2号 第3号	新規雇用創出事業による常用雇用に雇用した日の属する月の翌々月の末日又は令和3年3月31日のいずれか早い日
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する書類	遠野市新規雇用創出事業費補助金補助金変更（中止、廃止）承認申請書 1 当該変更（中止又は廃止）の原因となった事実を証する書類 2 その他市長が必要と認める書類	第4号	変更（中止・廃止）の理由が生じた日から15日以内の日
規則第8条第1項に規定する書類	遠野市新規雇用創出事業費補助金交付申請取下げ届出書	第5号	交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内の日
規則第13条第1項に規定する書類	遠野市新規雇用創出事業費補助金請求書	第6号	令和3年3月31日

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

遠野市長 様

申請者

所在地

名称

代表者氏名

印

遠野市新規雇用創出事業費補助金交付申請書

遠野市新規雇用創出事業費補助金の交付を受けたいので、遠野市補助金交付規則第4条及び遠野市新規雇用創出事業費補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 基本情報

法人番号（個人事業者は省略）	<input type="text"/>
商号（団体名・屋号）	<input type="text"/>
本社（本店）所在地（個人事業者は事業所の所在地を記載）	〒 <input type="text"/>
.....	
電話() -	
(フリガナ) 代表者役職名及び氏名	<input type="text"/>

書類送付先（上記の本社（本店）所在地と同じ場合は事業所名及び所在地の欄は省略可）

事業所名（個人事業者は省略）	<input type="text"/>
所在地（個人事業者は住所又は居所を記載）	〒 <input type="text"/>
.....	
電話() -	
(フリガナ) 担当者氏名（個人事業者は省略）	<input type="text"/>
メールアドレス	<input type="text"/>

事業者の概要

業種（日本産業分類）	<input type="text"/>
設立年月日（個人事業者は創業日）	年 月 日
資本金（個人事業者は省略）	円
常用雇用者数（令和2年4月現在）	人（うち遠野市内の事業所 人）

2 事業期間

令和 年 月 から 令和 年 月 まで

※採用の場合は、最も早く採用する常用雇用の雇用年月日から2箇月間の期間を記載してください。

※内定の場合は、内定した日から令和3年3月31日までの間の期間を記載してください。

3 新規雇用創出事業により就職した常用雇用者（または内定した学生生徒等）

1	雇用（内定）年月日	年 月 日 （雇用・内定）	基本賃金月額	円
	新規雇用者氏名		基本賃金の2箇月相当額…A	円
	生年月日	年 月 日	1人当たりの補助金額（Aと300,000円のいずれか少ない方）	円
2	雇用（内定）年月日	年 月 日 （雇用・内定）	基本賃金月額	円
	新規雇用者氏名		基本賃金の2箇月相当額…A	円
	生年月日	年 月 日	1人当たりの補助金額（Aと300,000円のいずれか少ない方）	円
3	雇用（内定）年月日	年 月 日 （雇用・内定）	基本賃金月額	円
	新規雇用者氏名		基本賃金の2箇月相当額…A	円
	生年月日	年 月 日	1人当たりの補助金額（Aと300,000円のいずれか少ない方）	円
4	雇用（内定）年月日	年 月 日 （雇用・内定）	基本賃金月額	円
	新規雇用者氏名		基本賃金の2箇月相当額…A	円
	生年月日	年 月 日	1人当たりの補助金額（Aと300,000円のいずれか少ない方）	円
5	雇用（内定）年月日	年 月 日 （雇用・内定）	基本賃金月額	円
	新規雇用者氏名		基本賃金の2箇月相当額…A	円
	生年月日	年 月 日	1人当たりの補助金額（Aと300,000円のいずれか少ない方）	円
新規採用事由 雇用 _____ 人 内定 _____ 人			補助金交付申請額 （1人当たりの補助金額合計）	円
合計 _____ 人				

※記載欄が不足する場合は、適宜行を増やして記載してください。

4 添付書類

- (1) 市税納税状況等確認承諾書
- (2) 認定支援機関の支援を受けていることを証する次のいずれかの書類
 - ア 遠野市新規雇用創出事業費補助金事業承認申請に関する確認書（様式第3号）
 - イ 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明書
- (3) 定款（個人にあっては不要）
- (4) 登記事項証明書又は登記簿等抄本（個人にあっては不要）
- (5) 決算書の写し（個人にあっては確定申告書の写し）
- (6) 新規雇用創出事業の実施を証する次のいずれかの書類
 - ア 新規に雇用する常用雇用者に示した労働条件通知書の写し
 - イ 内定する学生生徒等に示した次の書類
 - ア 内定通知その他の採用を通知する書類の写し
 - イ 求人申込書の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

市税納税状況等確認承諾書

遠野市新規雇用創出事業費補助金の審査のため、納税等に関する情報が確認されることについて承諾します。

年 月 日

遠野市長 様

申請事業者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者の職名及び氏名）

印

遠野市長 様

認定支援機関ID番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

住所（所在地）

名称

代表者役職及び氏名



遠野市新規雇用創出事業費補助金事業承認申請に関する確認書

遠野市新規雇用創出事業費補助金交付申請書の記載内容について、以下のとおり確認しました。

1 補助事業者の概要

- (1) 住所（所在地）
- (2) 商号（団体名・屋号）
- (3) 氏名（代表者の職名及び氏名）

2 遠野市新規雇用創出事業費補助金交付申請に対する所見

3 認定経営革新等支援機関担当者名等

- (1) 認定経営革新等支援機関担当者名
- (2) 認定経営革新等支援機関電話番号
- (3) 認定経営革新等支援機関担当者メールアドレス

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

遠野市長 様

申請者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者氏名）

㊟

遠野市新規雇用創出事業費補助金事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった標記事業の実施について、次の理由により変更（中止、廃止）したいので、関係書類を添えて申請します。

理由

注 変更前と変更後を容易に比較対照できるよう変更箇所を二段書きとし、変更前を見え消しで下段に記載すること。

また、添付書類については、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったもの限り添付すること。

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

遠野市長 様

申請者

所在地

名称

代表者氏名

印

遠野市新規雇用創出事業費補助金交付申請取下げ届出書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった標記事業の補助金の
交付の申請は、次の理由により取り下げることとしたので届け出ます。

- 1 補助事業名
- 2 取下げ理由

年 月 日

遠野市長 様

申請者

所在地

名称

代表者氏名

㊟

遠野市新規雇用創出事業費補助金事業請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった遠野市新規雇用創出事業費補助金事業が完了したので、遠野市補助金交付規則第13条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり請求します。

1 交付決定の内容

(1) 交付決定 年 月 日付け遠野市指令 第 号

(2) 補助金交付決定額 円

2 請求額 金 円

補助金交付決定額 金 円

うち前金払受領額 金 円

3 振込先

(1) 金融機関名及び支店名

(2) 預金種別

(3) 口座番号

(4) 口座名義（フリガナ）

4 添付書類

(1) 補助金の交付決定の通知の写し

注 精算の結果、請求する補助金がない場合は、遠野市新規雇用創出事業費補助金事業実績報告書（様式第8号）を提出すること。

様式第7号（第7条第2項関係）

第 号
年 月 日

申請者

所在地

名称

代表者氏名

様

遠野市長



遠野市新規雇用創出事業費補助金取消し（変更（中止、廃止）承認）通知書

次のとおり遠野市新規雇用創出事業費補助金の交付を取り消す（変更（中止、廃止）を承認することとしたので、遠野市新規雇用創出事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

1 理由

2 内容

遠野市長 様

申請者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者氏名）

㊞

遠野市新規雇用創出事業費補助金補助事業実績報告書

遠野市新規雇用創出事業費補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 交付決定の内容

(1) 交付決定 年 月 日付け遠野市指令 第 号

(2) 補助金交付決定額 円

2 事業期間

令和 年 月 から 令和 年 月 まで

3 新規雇用創出事業により就職した常用雇用者（または内定した学生生徒等）

番号	雇用年月日 (内定年月日)	常用雇用者氏名 (学生生徒等氏名)	生年月日	基本賃金（月額）
1	令和 年 月 日		年 月 日	円
2	令和 年 月 日		年 月 日	円
3	令和 年 月 日		年 月 日	円
4	令和 年 月 日		年 月 日	円
5	令和 年 月 日		年 月 日	円

※記載欄が不足する場合は、適宜行を増やして記載してください。

4 添付書類

(1) 補助事業により新規に雇用した常用雇用者に対する賃金の支払いを証する書類

(2) 補助事業により新規に雇用した常用雇用者に係る健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書の写し

(3) 補助事業により新規に雇用した常用雇用者に係る雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

(4) その他市長が特に必要と認める書類

遠野市長 様

申請事業者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者の職名及び氏名）

⑩

遠野市新規雇用創出事業による内定者に係る賃金支払いを証する書類の
提出に関する誓約書

遠野市新規雇用創出事業費補助金の交付を受けて実施した補助事業（新規雇用創出事業）が求職者または学生生徒等の内定を行ったものであるため、遠野市新規雇用創出事業費補助金交付要綱第12条第2項の規定に基づき、当該補助事業で雇用した次の常用雇用者に関する書類については、
年 月 日までに提出することを誓約します。

1 補助事業で雇用（内定）した常用雇用者

番号	雇用(予定)年月日	常用雇用者氏名	生年月日	基本賃金（月額）
1	令和 年 月 日		年 月 日	円
2	令和 年 月 日		年 月 日	円
3	令和 年 月 日		年 月 日	円
4	令和 年 月 日		年 月 日	円
5	令和 年 月 日		年 月 日	円

※記載欄が不足する場合は、適宜行を増やして記載してください。

2 提出を誓約する書類

- (1) 補助事業により新規に雇用した常用雇用者に対する賃金の支払いを証する書類
- (2) 補助事業により新規に雇用した常用雇用者に係る健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書の写し
- (3) 補助事業により新規に雇用した常用雇用者に係る雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか当該補助事業の実績を証する書類で市長が特に必要と認める書類

様式第10号（第13条関係）

年 月 日

遠野市長 様

申請者

所在地

名称

代表者氏名

㊟

遠野市新規雇用創出事業費補助金前金払い請求書

遠野市新規雇用創出事業費補助金について、遠野市新規雇用創出事業費補助金交付要綱第13条の規定に基づき、次のとおり補助金の前金払を請求します。

1 交付決定の内容

(1) 交付決定 年 月 日付け遠野市指令 第 号

(2) 補助金交付決定額

2 請求額 金 円

補助金交付決定額 金 円

うち前金払受領額 金 円

3 振込先

(1) 金融機関名及び支店名

(2) 預金種別

(3) 口座番号

(4) 口座名義（フリガナ）

4 添付書類

補助金の交付決定の通知の写し